平成31年第1回にかほ市議会定例会会議録(第6号)

- 1、本日の出席議員(18名)
 - 1 番 齋 藤 光 春
 - 3 番 小 川 正 文
 - 5 番 齋 藤 聡
 - 7 番 森 鉄 也
 - 9番佐藤直哉
 - 11 番 佐 藤 治 一
 - 13 番 佐々木 春 男
 - 15 番 伊 藤 竹 文

 17 番 菊 地 衛

- 2 番 佐々木 孝 二
- 4 番 伊 東 温 子
- 6 番 齋 藤 進
- 8 番 渋 谷 正 敏
- 10 番 宮 崎 信 一
- 12 番 佐々木 正 勝
- 14 番 佐々木 敏 春
- 16 番 佐 藤 文 昭
- 18 番 佐 藤 元

- 1、本日の欠席議員(なし)
- 1、職務のため議場に出席した事務局職員は次のとおりである。

巳 議会事務局長 藤 谷 博 之 班長兼副主幹 須 \blacksquare 益 主 千 春 副 斡 冏 部

1、地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

市 長 市 Ш 雄 次 副 市 長 本 之 田 雅 総務 部 長 教 育 長 齋 藤 光 正 佐 藤 正 春 (危機管理監) 企画調整部長 佐 藤 次 博 市民福祉部長 部 聖 子 四 (地方創生政策監) 農林水産建設部長 土 門 保 商工観光部長 佐 藤 豊 弘 教 育 次 ガス水道局長 松 長 齋 藤 隆 小 幸 消防長·消防署長 之 会 計 管 理 者 本 間 德 佐々木 善 博 孝 税務課長 総務課長 佐々木 浩 俊 Ш 田 克 総合政策課長 佐々木 俊 哉 商工政策課長 斎 藤 和 幸 教育総務課長 農林水産課長 昭 佐 正 之 池 田 藤 健康推進課長 美 奈 地域包括支援センター長 真姫子 須 田 畠 Ш 象潟・金浦B&G海洋センター所長 男 書 鷰 藤 郁 义 館 長 佐 藤 智 秋 管 理 課 長 今 野 雄 志

1、本日の議事日程は次のとおりである。

議事日程第6号

平成31年3月20日(水曜日)午前10時開議

- 第1 議案第1号 平成30年度にかほ市一般会計補正予算(第8号)の専決処分の報告及びその 承認について(専決第1号)
- 第2 議案第17号 にかほ市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第3 議案第18号 にかほ市監査委員条例の一部を改正する条例制定について
- 第4 議案第19号 にかほ市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定に ついて
- 第5 議案第20号 フェライト子ども科学館条例の一部を改正する条例制定について
- 第6 議案第21号 にかほ市中小企業振興条例制定について
- 第7 議案第22号 にかほ市中小企業振興資金融資あっせんに関する条例の一部を改正する条例 制定について
- 第8 議案第23号 にかほ市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第9 議案第24号 にかほ市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第10 議案第25号 にかほ市過疎地域自立促進計画の変更について
- 第11 議案第26号 にかほ市公共下水道事業特別会計への繰入れについて
- 第12 議案第27号 にかほ市農業集落排水事業特別会計への繰入れについて
- 第13 議案第28号 平成30年度にかほ市一般会計補正予算(第9号)について
- 第14 議案第29号 平成30年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定補正予算(第3号) について
- 第15 議案第30号 平成30年度にかほ市国民健康保険事業特別会計施設勘定補正予算(第4号) について
- 第16 議案第31号 平成30年度にかほ市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について
- 第17 議案第32号 平成30年度にかほ市公共下水道事業特別会計補正予算(第6号)について
- 第18 議案第33号 平成30年度にかほ市農業集落排水事業特別会計補正予算(第4号)について
- 第19 議案第34号 平成31年度にかほ市一般会計予算について
- 第20 議案第35号 平成31年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定予算について
- 第21 議案第36号 平成31年度にかほ市国民健康保険事業特別会計施設勘定予算について
- 第22 議案第37号 平成31年度にかほ市後期高齢者医療特別会計予算について
- 第23 議案第38号 平成31年度にかほ市公共下水道事業特別会計予算について
- 第24 議案第39号 平成31年度にかほ市農業集落排水事業特別会計予算について
- 第25 議案第40号 平成31年度にかほ市ガス事業会計予算について

- 第26 議案第41号 平成31年度にかほ市水道事業会計予算について
- 第27 議案第42号 にかほ市遭難救助隊に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第28 陳情第1号 国に対し「消費税増税中止を求める意見書」の提出を求める陳情書
- 第29 陳情第2号 消費税の増税中止を求める陳情
- 第30 陳情第3号 最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める陳情
- 第31 陳情第4号 全国知事会の「米軍基地負担に関する提言」の主旨に基づいて、地方自治の 根幹を脅かす日米地位協定の見直しを国に求める意見書を提出することを求 める
- 第32 陳情第5号 奥山等のスギ・ヒノキ放置人工林を、森林環境譲与税(仮称)で順次計画的 に皆伐を進め、天然林に戻すことを求める陳情書
- 第33 継続審査について
 - 陳情第6号 幼児教育・保育の無償化、待機児童解消、保育士の処遇改善のための必要 な措置を国に求める陳情書
- 第34 議提第1号 2019年10月の消費税増税中止を求める意見書
- 第35 議提第2号 消費税の増税中止を求める意見書
- 第36 議提第3号 最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書
- 第37 議決事件の字句、数字等の整理の件
- 1、本日の会議に付した事件は次のとおりである。

議事日程第6号に同じ

午前10時00分 開 議

●議長(佐藤元君) ただいまの出席議員数は18人です。定足数に達していますので、会議は成立 します。

これから本日の会議を開きます。

日程に入る前に報告します。地方自治法第121条の規定に基づく出席者は、お手元に配付のとおりです。

日程に入る前に、商工観光部長より発言を求められておりますので、これを許します。商工観光 部長。

●商工観光部長(佐藤豊弘君) おはようございます。お時間をいただきましてありがとうございます。

3月8日の齋藤聡議員の議案質疑に対しまして、私の答弁に誤りがありましたので、慎んで訂正申し上げます。

答弁中、にかほ市観光開発株式会社の決算報告書に関する12月定例議会での報告第4号に関する答 弁の中で、報告第4号が私「承認されております」と答弁いたしましたが、正しくは「報告されてお ります」でございました。訂正をさせていただきます。以上でございます。

●議長(佐藤元君) これから一般会計予算特別委員会のため、しばらく休憩いたします。

午前10時02分 休 憩

一般会計予算特別委員会会議録

出席委員(18名)

佐々木 1 番 齋 藤 光 春 2 番 孝 3 番 小 Ш 正 文 4 番 伊 東 温 子 聡 5 番 齌 藤 6 番 齋 藤 進 7 森 番 鉄 也 番 渋 谷 正 敏 9 番 佐 哉 10 番 宮 崎 信 藤 直 12 番 11 番 佐 藤 治 佐々木 正 勝 佐々木 13 番 佐々木 春 男 14 番 敏 春

伊 文 佐. 15 番 藤 竹 16 番 藤 文 昭 17 番

衛 佐 菊 地 18 番 藤 元

.....

欠席委員(なし)

.....

議会事務局職員

議会事務局長 博 之 班長兼副主幹 須 田 益 E 藤 谷 主 千 春 副 冏 部 幹

.....

説 明 員

> 副 市 長 Ш 次 之 市 市 雄 長 本 田 雅 総務部 教 育 長 光 佐 齋 藤 正 藤 正 春 (危機管理監) 企画調整部長 佐 藤 次 博 市民福祉部長 冏 部 聖 子 (地方創生政策監) 農林水産建設部長 門 保 商工観光部長 藤 豊 弘 土 佐 ガス水道局長 教 育 次 長 齋 藤 隆 小 松 幸

之 会 計 管 理 者 博 消防長・消防署長 本 間 德 佐々木 善 総務課長 佐々木 俊 孝 税務課長 浩 山田 克 総合政策課長 商工政策課長 佐々木 俊 哉 斎 和幸 藤 正之 教育総務課長 池田 昭 _ 農林水産課長 佐 藤 地域包括支援センター長 健康推進課長 須 田 美 奈 畠 山 真姫子 男 象潟・金浦B&G海洋センター所長 齋 藤 郁 図 書 館 長 佐 藤 智 秋 管 理 課 長 今 野 雄 志

.....

午前10時02分 開 議

●一般会計予算特別委員長(小川正文君) ただいま出席している委員は18名です。したがって、 にかほ市議会委員会条例第16条の規定による定足数に達しております。

ただいまから一般会計予算特別委員会を開会します。

各小委員長の審査の報告を求めます。

初めに、総務小委員長の報告を求めます。15番伊藤竹文総務小委員長。

【総務小委員長(15番伊藤竹文君)登壇】

●総務小委員長(伊藤竹文君) おはようございます。3月8日付託の下記事件につき審査を終わったので報告いたします。

議案第28号平成30年度にかほ市一般会計補正予算(第9号)について、全員の賛成で可決と決して おります。

議案第34号平成31年度にかほ市一般会計予算について、総務部、企画調整部、消防本部、会計課、 議会事務局、選挙管理委員会、監査委員会事務局に関する事項について、全員の賛成で可決と決し ております。

審査の内容について若干御報告申し上げます。

初めに、議案第28号平成30年度にかほ市一般会計補正予算(第9号)についてでございます。 総務課です。

質問です。19款4項6目1節雑入のうち、建物共済金の補償割合が風水害が50%、落雷が100%と異なっているのはなぜですか。

答弁です。加入先の公益社団法人全国市有物件共済会が規定した割合において補償されているものです。

次に、防災課でございます。

消防費国庫補助金の木造住宅耐震改修補助金、木造住宅耐震設計補助金の対象物件は公共の建物 か、民間の建物が入っているのか詳しく教えてください。

答弁です。木造住宅耐震診断補助1件とありますが、診断費用7万5,000円の3分の1を2件見込んで

おりました。実際、耐震診断を行ったところ7万200円でしたので、3分の1の2万3,000円を歳入で国庫として計上しております。

税務課でございます。

質問です。固定資産等未納の方がいるようですが、平成30年度において差し押さえや競売の実績があるのか、また、その件数について教えてください。

答弁です。差し押さえに関しましては、平成29年度実績で386件、1,482万1,000円の差し押さえ額となっております。平成30年度につきましては、3月末までの徴収強化月間でさらに増額が見込まれますが、現在1,500万円程度の差し押さえ額となっており、平成29年度と、ほぼ同額になっております。競売につきましては、市単独では行っておりません。

総合政策課でございます。

質問です。財政調整基金について、約23億円があるという説明を受けていますが、現在は19億6, 500万円ということで、約3億円減少したという解釈でよろしいですか。

答弁です。そのとおりでございます。財政調整基金については、年度の途中で補正され、最終的に繰越金を積み増しするという動きになっております。今回の9号補正を行った結果としては、19億6,500万円となります。今後、最終的な決算が確定した段階で繰越金を積み増しすることになります。

まちづくり推進課関係です。

ふるさと納税について、前年度と比較してどのぐらい増えたのですか。

答弁です。前年度決算額が約2,380万円でしたが、今年度、約3,600万円となる見込みで、1,200万円ほど増える予定です。

消防本部でございます。

燃料費について、ガソリンと軽油の年間消費量はどのぐらいですか。

答弁です。ガソリンは、年間約1万3,500リットル、軽油は、年間約3,600リットルとなっております。

質問です。消防施設においてガソリン等の燃料は備蓄していますか。備蓄していれば、その量を 教えてください。

答弁です。にかほ市消防本部では、備蓄施設や給油施設はありません。備蓄については、20リットルの携行缶等でガソリン8缶、軽油6缶程度を備蓄しております。主に緊急消防援助隊用としてを想定しております。

会計課でございます。

質問です。国債を買うときには、会計課で買う買わないを考えているんですか。

答弁です。昨年、国債を5億円購入したわけでございますが、買った理由としては、財政調整基金が約23億円ありますが、流動性の少ない基金については国債、地方債で運用して収入予算を確保したいという考え方が基本にあります。市長、副市長に財政調整基金は流動性が少ないので5億円程度購入したいということで協議をし、購入の条件といたしましては、単価と経過利息を含め5億円以内で購入するという条件で、北都銀行象潟支店に依頼しておりました。単価が下がったため購入を決

定し、このように会計課で計画し、証券会社等から情報を得ながら購入をしているものでございます。

次に、質問です。羽州観光開発株はどのようになっていますか。自己破産もしているし、株の価値もないわけで、今後どのような対策を考えているのですか。

答弁です。にかほ市としては、今後の状況を把握しながら関係各課と連携し対応していきたいと 考えております。

質問です。市では、今後どのような処理をするのですか。

答弁です。羽州観光開発株の8,000株、400万が記載されておりますが、今後回収は見込めないと 思われます。処理の方法は、決算年度中、増減高でマイナスとして年度末に0にする方法だと思いま す。議員の皆様には、確定した段階でお知らせする方向で今後進めてまいりたいと思います。

簡単ですが、議案第28号に対する審査内容です。

続いて、議案第34号平成31年度にかほ市一般会計予算についてでございます。

総務課です。

特別報酬等審議会の委員は、どのような人たちですか。

答弁です。必要に応じて委員の委嘱を行っていますので、今現在、誰が任命されているというものではございません。直近で開催された審議会における委員会の構成メンバーですが、JA秋田しんせい、商工会、工業振興会、地域婦人団体連合会、社会福祉協議会、にかほ保育会、自治会長連絡協議会、地元金融機関、地域の大手企業、公募1人の10名となっております。

質問です。2款1項1目1節産業医報酬の中のストレスチェック分と13節委託料のストレスチェックの説明をお願いします。

答弁です。13節委託料のストレスチェックは、職員全員を対象としている問診方式のテストを実施するためのものです。ここでストレスの高い状態にあると診断された職員に対しては、1節報酬のところに記載されている産業医による特別面接を希望により受けられるという流れになっております。

質問です。ストレスチェックを請け負っている業者の名前を教えてください。

答弁です。秋田県総合保健事業団です。

防災課でございます。

質問です。集会施設耐震設計改修について、歳入歳出の関係を説明してください。

答弁です。耐震改修の補助金については、市から自治会に対する金額を450万となっております。 歳入に関しては、社会資本整備総合交付金を使っていますので、450万の支出に対して3分の1の国か らの補助があります。自治会としては、改修費用が450万で済めば自治会の持ち出しはないというこ とになります。

質問です。災害救助費について、遭難救助隊員は登録されているものでしょうか。

答弁です。51名の登録となっています。そのうち38名が市職員、13名が一般となっており、2年の 任期で今年の3月31日で任期が終わりますので、再度募集をしてまいりたいと考えています。

質問です。住宅耐震改修工事補助、改修費用260万円の23%の根拠はどのようになっていますか。

答弁です。国の要綱により23%と定められております。

質問です。委託料の内容で気象観測装置7基、監視カメラ3基とありますが、どの程度のものですか。

答弁です。気象観測装置に関しては、横岡、B&G、大須郷、消防本部など7ヵ所、監視カメラは 金浦、平沢漁港、B&G、これが防災課にデータがリアルタイムで送られてきている状況にありま す。

質問です。備品購入費について、AEDの購入に関して7年更新でバッテリーが4年で更新となっております。AEDを取り替えるということは、残り3年分もあってバッテリーも取り替えるのですか。

答弁です。AEDは医療機器ということもあり、7年経過後はバッテリー、パットの消耗品を供給しません。バッテリーは4年に1回の更新となり、パットが2年に1回となり、減価償却の面からいくと非常に動かすためには仕方ないものというふうに考えています。

質問です。防災士に関する説明をお願いします。

答弁です。防災士については、日本防災士機構のホームページによりますと、自助、共助、協働を原則として、社会の様々な場での防災力を高める活動ができるとされ、そのために十分な意識と一定の知識技能を習得したことを日本防災士機構が認定した人です。市としても防災士を育成することが地域の防災力向上につながるということで、平成27年から防災士育成の補助金、上限9万円を交付要綱として定めております。

質問です。防災士育成費用補助金ですが、活用して充実させる方法を見つけていただきたい。 答弁です。地区防災計画を作成することになった場合、寄与してくれるものと考えています。地 区防災計画を作成していくところはありませんが、今後、積極的に関与していくということで啓発、 PRに努めてまいりたいと思います。

次に、税務課でございます。

質問です。歳入1款1項2目1節について、資料にある法人数は平成31年度当初、前年度に比べ7社減となっております。平成30年度当初では451社ありましたが、法人にも大小あり、それによる区分けがあると思いますが、それぞれ何社になっていますか。

答弁です。法人税について均等割額に関しましては、赤字決算であっても税金が発生するという ものであります。平成31年度当初の444法人は、9段階に分かれており、均等割額は最高で300万、最 低で5万円となっております。この均等割額は、資産、従業員数によって決まっております。

質問です。2款2項1目14節使用料及び賃借料にあります統合型土地情報管理システム3庁舎分の リース料について、3庁舎分ということは、どこでも図面等もらえるということですか。

答弁です。統合型土地情報管理システムが象潟、金浦、仁賀保各庁舎でつながっておりますので、全ての庁舎で出力ができます。平成28年から5ヵ年のリース契約をしており、毎年同額となっております。ただし、平成31年度につきましては、消費税増税により10月分からは消費税10%で計上しております。

次に、総合政策課でございます。

質問です。上郷小学校の利活用事業についてです。上郷小学校については、市で利活用したいので、公募をしないでこのような使い方をしたいということですか。上郷小学校もありますが、遊休公共施設等利活用促進条例は、小出小学校に限ったものですか。

答弁です。条例については、遊休公共施設の利活用のためのものですので、空き公共施設の全てが対象となります。今回の上郷小学校については、民間事業者に利活用をしてくださいというものではなく、市としてこのように利活用したいということで、そのプロデュースを事業者に募るものでございます。

質問です。上郷小学校のプロデュースについて、プロデュースできるような企業は県内にありますか。

答弁です。県内外を問わず、広く公募することを想定しておりますので、場合によっては県内の 事業者が応募してくることもあり得ます。

質問です。応募事業者全てからプレゼンテーションをしてもらい、その中から選抜していくとい う考えでよろしいですか。

答弁です。そのとおりでございます。

質問です。上郷小学校プロデュースに関しては、もう少し詳しく知りたいのは、委託するのはあくまでもプロデュースを委託するのであって、情報発信の拠点、オンラインスクールの拠点、農産物の販売機能、交流の場と四つの機能があります。これをどこの会社にお願いするか、また、このように予算化することは、ある程度見込みがあるということだと思いますが、具体的に誰が運営するか、どのような人たちが参加するのか、具体的な中身を教えてください。

答弁です。今回予算計上させていただいたのは、プロデュースするところまででございます。その後のこととしては、交付金のお話をさせていただきましたが、交付金の申請についても総合政策課で行います。その後、事業内容によっては関係部署を巻き込みながら進めていきたいと考えております。早ければ平成32年度中には部分的にでも開設していきたいものと考えております。

まちづくり推進課でございます。

質問です。備品購入のパソコン200台について、契約はどのようになりますか。

答弁です。現在使用しているパソコンも入札で業者を決定しております。今回も同じように入札により業者を決定するものでございます。

質問です。コミュニティバスについて、市の実質的な負担はどのくらいですか。

答弁です。実際の契約状況や運賃収入によって差異は出るかもしれませんが、予算ベースでは約4,000万円の歳出に対して補助金や運賃収入などを約700万、歳入がありますので、市の実質負担は約3,300万となります。

次に、消防本部関係です。

質問です。保険料にあるドローン保険について、ドローンを家電の保証のように3年または5年保証するという保険ですか。

答弁です。ドローン保険ですが、ドローンを使い、事故を起こしてしまった場合に自動車の任意 保険のように対人・対物に対して与えた損害を補償するための補償となります。消防本部が使用す るドローンは、減価償却が進み、動産保険を掛けることができないため、対人・対物のみの保険となっております。

質問です。指導救命士関係負担金は、どういった負担金ですか。

答弁です。指導救命士は数年前にできた制度です。当初は、特にメリットがなく、にかほ市消防本部では、指導救命士は置いてこなかったんですが、県の方からぜひという要請があり、消防本部から研修所に職員を派遣して指導救命士の資格を取得させ、今は1名が指導救命士となっています。現在では指導救命士の要綱等も整備され、消防学校での講師や救急隊の知識、技術向上を目指して各種活動を行っています。新年度に指導救命士1名を育成するため、研修所の負担金となります。通常の救急隊や消防隊としての業務、各種会議も多々あるので、1名だけでは大変とのことで1名増やすためと考えております。

15節の工事請負費に防火水槽閉止・解体工事費として155万が計上されていますが、代わりになる 消防水利があり、防火水槽を閉止しても消防水利の確保に支障がないのか、それとも新しくつくる 予定があるのか、質問でした。

答弁です。防火水槽の閉止・解体については、閉止するのは金浦飛の神社にある有蓋水槽に併設された無蓋水槽です。無蓋水槽に漏水があり、有蓋水槽は40立方メートルと消防水利基準以上の容量があります。こういった観点から無蓋水槽を閉止しても影響はないものとの判断で閉止するものです。解体工事については、伊勢居地の遊仙寺の入り口にある防火水槽です。庫裏を広げたいため、防火水槽を撤去してほしい申し入れがあり、今回撤去するもので、消防水利の基準は満たされているため、解体することにいたしました。この2件については、自治会とも話し合い済みでございます。

質問です。備品購入費で院内、象潟元町等に小型動力ポンプ付き積載車や小型動力ポンプの予算がありますが、これらを更新する際の走行距離や経過年数の基準を教えてください。

答弁です。車両については、外観も目立った損傷もなく、走行距離も少ないことから、購入してから約30年を更新基準としております。小型車ポンプは、使用頻度を考えて約15年、最高で20年を更新基準としております。

議会事務局です。

18節備品購入費の書架購入について、議会図書ライブラリー設置にかかるとのことですが、図書購入代は備品の予算にはありません。書架をどこに設置する、何を入れるのですか。

答弁です。図書代は消耗品に計上しております。また、設置については、議員控え室の畳の部屋 に書架及び図書を置き、議会ライブラリーにする予定でございます。

選挙管理委員会関係でございます。

選挙当日に臨時バスが出ているわけですが、利用状況を教えていただきたい。

答弁です。無料運行バスの関係ですが、前回市議会議員の選挙時の状況をお知らせします。上郷地区1人、上浜地区2人の計3人の利用であります。利用率が悪いのは、私も危惧しております。これに代わる何か良い方法がないかいろいろ探しておりますが、それ以上に費用がかかるとかの問題が出てきておりまして、なかなか打開策が見出せない状況であります。

質問です。費用の面で投票所を増やせないとしても、秋田市とかはマックスバリュやイオンとか

に投票所を設けて行っていますが、何とか模索して投票率を上げる、行きやすい場所の環境づくり について何とかできないものですか。

答弁です。期日前投票所、共通投票所、支所の増設関係については、ある程度のスペースが必要ということもありまして、いろいろ探してはおります。スペース的なことや商業地ですので売り上げを邪魔するわけにもいかないということもありまして、なかなか了解を取ってもらえないということがあります。投票所の増設につきましては、今は選挙管理者や投票立会人のなり手がいないという問題があります。今の法律ですと、投票区の中から立会人を選ばなければならないということになっておりまして、そういうことも心配の一つでございます。増設できない理由の一つでございます。

以上で報告を終わります。

●一般会計予算特別委員長(小川正文君) 委員長の報告が終わりましたので、総務小委員長に対する質疑を許します。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●一般会計予算特別委員長(小川正文君) 質疑なしと認めます。これで総務小委員長に対する質疑を終わります。

次に、教育民生小委員長の報告を求めます。4番伊東温子教育民生小委員長。

【教育民生小委員長(4番伊東温子君)登壇】

●教育民生小委員長(伊東温子君) それでは、一般会計予算特別教育民生小委員会の審査報告を いたします。

下記の事件につき、審査を終わったので報告いたします。

議案番号第28号平成30年度にかほ市一般会計補正予算(第9号)について、議案第34号平成31年度 にかほ市一般会計予算について、市民福祉部、教育委員会に関する事項となります。

議案第28号平成30年度にかほ市一般会計補正予算(第9号)につきましては、全員の賛成で可決と 決しております。

また、議案第34号平成31年度にかほ市一般会計予算についても、全員の賛成で可決と決しております。

審査した内容につきまして若干報告いたします。

初めに、議案第28号についての審査の報告です。

子育て長寿支援課に関したものです。

児童福祉費の扶助費の減額について。対象児童の減少、延べ約1,200人、当初の予定より約100人の違いがある。子どもの減少や出生数、保育の募集状況を考慮すれば大きく差異が出ないことと思うが、予算を組む際と予定が違ったのはどうしてなのか。

答弁です。当初予算編成を行う年度の実績見込み額の98%で計算している。また、ほかにも所得制限もあり、一概に児童数の減少がそのまま予算の減少になるわけではない。昨年の中学校卒業者数は217名、今年度の出生数は約120人で、この差が今回の差となったと考えられる。

質問です。少子化が進んでいるので、決算見込み額の98%でなく、90%程度で予算編成すればど

うか。

答弁です。所得制限もあり、対象にならない方が出てくる。その場合、児童手当でなく特例給付金として、5,000円ですが支払っている。景気の関係も影響し、特例給付該当者が増える可能性もあり、予測が立てにくい状況だが、予算編成については検討したいと思うとの回答でした。

次に、教育委員会の教育総務課関係です。

スクールバスの運行管理委託料。登下校外分100万円の減額について、減額の前にスクールバスを もっと利用する考えはなかったか。

答弁です。減額の理由は、象潟のスクールバス4台分は今年度からの運行で、市バス利用からスクールバス利用の変更の見込みがつかなかったということでした。

質疑です。今年度の実績から来年度に反映させる部分はあるのか。

答弁です。来年の予算に若干反映している部分はありますが、まだ不透明なため、もう1年ぐらい 様子を見たいということです。

あとは、議案第34号の審査についてです。

最初に市民部関係です。

市民福祉部の地域包括支援センターについてです。

質疑です。地域包括支援センターについて、地域支援事業と地域包括センター事業があるが、地域包括支援センター費は地域支援事業を進めるための体制づくりのための予算と考えてもよいか。 また、国で示している基準や市独自の体制として充足しているところ、課題などあれば伺いたい。

答弁です。地域包括支援センター事業が体制のための事業費であることはそのとおり。地域包括支援センターは、国の法律に基づいて設置されています。高齢者の人口9,000人を基準として、保健師、主任ケアマネージャー、社会福祉士、もしくは準ずる者を各1名以上配置するのが基準となっていますが、現在は高齢者1,500人に対し1名の配置が必要といわれています。6名の配置によって基準を満たすこととなり、体制が整備されることとなります。 (下線部、本会議中に発言訂正。済み)

生活環境課です。

再商品化実施委託料の内容について伺いたい。

答弁です。容器包装リサイクル協会へ空き瓶リサイクルの委託をする際に、一時的に負担金として支出するものだが、リサイクル後に収益として入ってきます。今まで最終処分場に搬入していたガラス、陶磁器についてもリサイクルの取り組みとしてリサイクル資材を扱う民間産廃業者と契約するもの、リサイクル処理の簡易作業として小型家電やペットボトルキャップの仕分け、スプレー缶の穴開け作業を市内の福祉施設にお願いしているということです。作業が終わったものは、リサイクルされているのかについては、現在は保管を行っているが、今後のいろいろな利用を検討しているという答弁でした。

次に教育委員会関係です。

仁賀保勤労青少年ホーム。仁賀保勤労青少年ホームについて、ほかに修繕する箇所はないか。

答弁です。平成31年度に実施設計を予算計上した館内照明のLED化工事のほか、エレベーターが古くなっており、違法ではないが特殊建築物検査で指摘を受けている状況ですという答弁でした。 白瀬南極探検隊記念館についてです。

質疑です。今回の企画展の内容と極地圏との連携について、今後の進め方について伺いたい。

答弁です。企画展は、「昭和の白瀬南極探検」という仮タイトルです。南極条約に日本が署名して60周年の記念の年でもあり、今の南極条約と白瀬矗と関連づけてPRしていきたいということでテーマにしました。極地圏との連携事業としては、南極・北極教室への講師派遣、これは地球環境変動がテーマとなる予定です。

南極料理人教室。南極料理人教室への講師派遣、8月の極地研究所の一般開放に、にかほ市の紹介 ブース設置を考えています。

また、企画展への資料提供協力等を考えています。今後も打ち合わせを行い、相互に実現できる ものから進めていくという答弁でした。

次に、文化財保護課です。

多言語に対応した看板を作成したことは大変良い事業だと考える。市の事業として多言語文化財 看板を作成することになったとき、国際教養大学に委託したきっかけを教えてください。

答弁です。多言語文化財案内看板を作成するに当たっては、観光課で事業を進めている東北観光復興対策補助金を活用して、インバウンド事業の一環として文化財をPRするための多言語化事業の提案があり、実施したものです。秋田県文化財保護室でもインバウンド対策事業を実施していたこともあり、翻訳のやり方など県から助言を受けて国際教養大学を紹介されました。当課で事業を実施するに当たり、翻訳言語を英語、中国語、台湾語、韓国語とする仕様等を国際教養大学へ相談したところ、地域貢献事業として協力していただけるということになり、委託先として決定したものです。

今後の国際教養大学とタイアップして事業を進めていく予定はありますか。

答弁です。来年の事業に盛り込んでいます。来年度は4ヵ国語に対応したQRコードを2ヵ所に設置することを考えています。今後も多言語化に対応した文化財看板を増やしていこうと考えています。

そのほかでも観光関連や学校関係についても、これを機会に国際教養大学と連携して進めていければ、そのようなことも可能だと考えています。

失礼しました。この文化財保護課につきましては、申し訳ありません。議案第28号についての審査でした。訂正します。

次に、委員会質疑が出されております。内容について報告します。

スポーツ振興課関係についての質疑です。

10款5項2目屋内運動施設管理費13節屋内運動施設基本計画策定委託料251万7,000円についての回答をします。

一つ目、施設整備事業は、どこまで進捗しているのか。

庁舎内の関係部署と協議するとともに、屋内型スポーツ施設検討委員会にて委員から頂戴した意

見を本委託料で策定する計画に反映したいと考えている状況です。現段階では机上の構想を持っているもので、確定したものもありませんし、事業着手には至っておりません。

二つ目です。屋内型スポーツ施設検討委員会の委員は、どのように選定されたのか。

平成30年10月15日付の広報にて公募委員を募集しましたが、残念ながら応募された方はおりませんでした。委員につきましては、屋内運動施設を多く利用することが想定される団体といたしまして、具体的には市のサッカー協会、グランドゴルフ協会、ソフトテニス協会からそれぞれ1名、そして観光協会、金浦地区町内会代表、金浦地区の保育園代表、スポーツ推進委員からそれぞれ各1名、その他に仁賀保高校勉強&ボランティア部員から2名、合計で9名を選任しております。

三つ目です。屋内型スポーツ施設検討委員会では、どのような意見が出されたのかについてです。 委員からは、施設の規模や機能についての意見をいただきました。主な意見としては、大会が開催できる大きさがよい、観客席がほしい、中学校部活動でも使えるようにしてもらいたい、ウォーキング・ランニングスペースがほしい、できれば専用レーンとしてほしい、建物外周にもウォーキングレーンがあればよい、子どもたちの遊べるスペースがほしい、幼児と小学高学年のスペースは分けた方がよい、高齢者も使える方がよいなどがありました。いただいた意見は、本委託業務の中で、できる限り計画に反映させたいと考えています。

四つ目です。12月定例会一般質問の件は、検討経過でどのように取り扱われているかについてです。

フットサル2面程度であればTDKの既存施設を共同で増設するような考え方についてですが、現在のTDK秋田総合スポーツセンターの施設の配置状況を考慮すると、敷地内で増設する余裕があるとは思えず、建築確認を取るのも困難と考えています。現在のところ、TDKと共同で増設することは考えていません。

五つ目、フットサル2面は確定事項かについてです。

屋内運動施設は、現在のところ、フットサル2面程度の広さを計画したいと考えております。建設 場所や事業費も含めて、本委託料の業務の中で検討することとしております。

以上、報告を終わります。

- ●一般会計予算特別委員長(小川正文君) 報告が終わりましたので、教育民生小委員長に対する 質疑を許します。質疑ございませんか。1番齋藤議員。
- ●1番(齋藤光春君) 今、私が委員会質疑通告に対して出したことについてお答えいただきましたが、この中で委員ですけども、一番使われているというのはサッカー、グランドゴルフ、ソフトテニス、観光協会、金浦地区の団体、それからスポーツ推進委員、仁賀保高校ということなんですが、スポ少の野球とか、それらかなり使う場所がないということで、いろいろ冬場のトレーニングとかでいろいろ考えているようですので、どうしてこれはサッカーだけで、野球の方は含まれてなかったんでしょうか。
- ●一般会計予算特別委員長(小川正文君) 委員長。
- ●教育民生小委員長(伊東温子君) 説明の中では含まれていませんでしたし、審査をしていません。
- ●一般会計予算特別委員長(小川正文君) 1番齋藤光春議員。

- ●1番(齋藤光春君) フットサル2面ということなんですけども、この大きさであれば、パオとか様々ありますけども、もう少し大きくすれば、この団体が分けて使える。例えば私はずっと野球やっておりますので、例えば内野1面くらいの大きさにするとか、そうすればもうちょっと使いやすいし、それから、先ほど観客席等ありましたが、例えばミーティングルームとか、今どきだとシャワールームがないと、ほとんどこういうのは使われてない。どこの会場であっても、いろいろシャワールーム等がついている場所もありますので、そこら辺の考慮も今後は考えないのかということで――そういうのを検討は、意見は出ましたでしょうか。
- ●一般会計予算特別委員長(小川正文君) 暫時休憩します。

午前10時59分 休 憩

午前10時59分 再 開

- ●一般会計予算特別委員長(小川正文君) 再開します。委員長。
- ●教育民生小委員長(伊東温子君) まだ構想は不確定であるということなので、これからのことを見ていきたいと思います。
- ●一般会計予算特別委員長(小川正文君) ほかに質疑ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●一般会計予算特別委員長(小川正文君) 質疑なしと認めます。これで教育民生小委員長に対する質疑を終わります。

次に、産業建設小委員長の報告を求めます。13番佐々木春男産業建設小委員長。

【産業建設小委員長(13番佐々木春男君)登壇】

●産業建設小委員長(佐々木春男君) 一般会計予算特別産業建設小委員会です。

去る3月8日、当委員会に付託になりました事件につき、審査が終了していますので報告いたします。

議案第1号平成30年度にかほ市一般会計補正予算(第8号)の専決処分の報告及びその承認について(専決第1号)は、全員の賛成で承認と決しています。

議案第28号平成30年度にかほ市一般会計補正予算(第9号)についての農林水産建設部、商工観光部、農業委員会、金浦サービスセンターに関する事項については、全員の賛成により可決と決しております。

議案第34号平成31年度にかほ市一般会計予算についての農林水産建設部、商工観光部、農業委員会、金浦サービスセンターに関する事項については、全員の賛成により可決と決しております。

審査の内容を若干報告します。

議案第1号平成30年度にかほ市一般会計補正予算(第8号)の専決処分の報告及びその承認について(専決第1号)では、昨年に比べると除雪の稼働割合は少なくなっています。防雪柵の撤去場所は、

象潟地区の横岡から水岡間です。仁賀保地区の防雪柵の撤去は、直営作業班が実施していますので 委託料には計上していません。仁賀保地区の防雪柵の延長もかなりあり、直営作業班だけでは対応 できないため、象潟地区は業者委託をしていますということです。

議案第28号平成30年度にかほ市一般会計補正予算(第9号)中、農林水産課に関する事項では、漁業就業受入支援助成は、にかほ市に在住する新卒者を正規労働者として雇用した市内漁業経営体に助成金を交付する事業で、漁業就業者研修支援事業は漁業後継者育成のための補助金で、県が行っている漁業研修制度に参加している方への補助事業に市がかさ上げの形で助成するものです。

夢プランでは、当初個人で計画されたもので、ゼロというものが結構ありますが、こちらについては県の枠、自分の計画、前年の農業収入なども影響すると考えられますが、自ら辞退したというのがほとんどです。

商工観光部商工政策課に関する事項では、桂坂廃止石油抗井封鎖事業について減額補正していますが、当初の計画では調査委託業務を変更契約して封鎖業務まで行うと説明しておりましたが、関東東北産業保安監督部と協議したところ、国の予算が繰り越しできないため、国の補助事業を活用する場合には調査業務と封鎖業務を分けてもらいたいということで、できるだけ有利な事業を行うために来年度予算に再度計上させていただいております。県補助がこなくなるのは、平成31年度では予算の確保ができなかったということになります。

観光課に関する事項では、老人クラブ奉仕作業謝礼減額46万8,000円について、旧仁賀保町で30数年以上前から行っていただいているもので、作業は公園の草むしりが中心です。クラブの高齢化で活動が難しいということです。直営の作業員で対応しておりますが、足りない分はシルバー人材の増員で対応しております。老人クラブの作業分については、直営の公園作業員で足りない場合のためのシルバー人材センターへの委託で対応可能なので、予算内で対応しているということであります。

次に、建設課に関する事項です。

景観計画と風力発電に係るゾーニング実証事業の関連については、景観計画は平成30年度から2 ヵ年で整備され、平成31年度末に完了する予定です。その後、まちづくり推進課で実施予定の風力 発電に係るゾーニング実証事業に申し送りされる予定です。

農業委員会関係です。

委員の欠員については、平成30年2月に体調不良により1名退任したのですが、その後、募集となり、議会の承認を得るところまでを考えれば、残りの任期が1年に満たないということから、補充は見送った。何人の欠員で補充しなければならないというのはありません。

金浦サービスセンターに関する事項では、平成29年度は寒波の影響で決算が550万円になったが、 平成30年度予算ではその分を勘案して500万円の予算とした。省エネの努力はしているが、昨年のような猛暑には対応しないといけないと思う。または昼休みでもロビーカウンターは点灯しているということであります。

次に、平成31年度にかほ市一般会計予算について中、農林水産課関係では、森林環境譲与税は平成31年度はおよそ970万円入ってくる予定です。使い道等計画は、森林環境譲与税の基本条例を計画

しています。

歳出では、民有林の調査をお願いする費用、作業道の委託料などを計画しています。全て歳入額 を使用する計画はないことから、残った部分を基金に積み立てる条例と予算を計画しています。

民有林の場所確定や所有者の意思決定の調査、相続されていない森林の調査などを20年かけて やっていく予定です。

次に、昭和堰の維持管理は、関耕地整理組合です。土地改良区管理外です。準備を行い、その後に市管理から外し、使用者による管理を行ってほしいと考えております。移管ではなく、他の水路と同じく使用者によって維持管理してもらうということです。

次に、ICTドローン試験事業は、JAが事業主体でドローンの会社と共同で実験を行います。 にかほ市では、30~クタールを考えているそうです。ICTを活用し、密苗の生育状況を確認しな がら経験値の継承と労力の減少、ICTによる所得の増、安定を目指すということでした。

ズワイガニのブランド化については、県漁業南部総括支所から事業計画書、実施計画書を5年計画 で提出してもらっており、平成31年度はタグ、ステッカー、ポスター、チラシの作製、商品登録に ついて30%の補助を考えています。南部総括支所がブランド化して販売することになっている。

平成29年の漁獲量は、県で2トンのうち——

●一般会計予算特別委員長(小川正文君) 暫時休憩します。

午前11時10分 休 憩 _______ 午前11時11分 再 開

- ●一般会計予算特別委員長(小川正文君) 再開します。
- ●産業建設小委員長(佐々木春男君) ズワイガニのブランド化については、県漁業南部総括支所から事業計画書、実施計画書を5ヵ年計画で提出してもらっており、平成31年度はタグ、ステッカー、ポスター、チラシの作製、商品登録について30%の補助を考えています。南部総括支所がブランド化して販売することになっています。

平成29年度の漁獲量は、県で20トン、うちにかほ市で10トン、3分の1が男鹿で、今後の推進を図っていきたい、こういうことでした。

次に、いちじくの産地化については、場所的にも限られているので、面的に急激な拡大は厳しいが、収穫量的な部分とかG I (地理的表示) 保護制度といった認証制度で産地化を図る方法もあるので、今回は『大竹いちじく』という名で地理的認証を取ろうというものです。

次に、基盤整備に係る象潟・前川地区の農家数は292人で、そのうち営農しているのが3割くらいです。全ての土地の名義人を調べて、郵送などにより通知を出して、100%同意書をいただきました。

島と区画の関係は、基本的に1町歩、それ以外は場所に応じた設計になる。天然記念物に指定されている島は、そのまま残ることになるが、それ以外の島は今後相談する。

象潟川については、建設課と協議する。

道路については、電柱を地中化する計画があり、地中化するには歩道に入れなければならず、ほ場整備事業では歩道は設置しないので、ほ場整備のメイン計画が出た時点で県と協議して進める予定です。約290人を受益者と呼び、70人が耕作者ということです。全員が一度農地中間管理機構に貸し付けなければなりません。それによって自己負担がゼロになります。そこで、誰が受け手になるかが問題になります。現在、どういう形で営農を進めていくのか協議されているところです。説明会を4回行い、十分に説明し、通知も全員に配布しているので、周知が図られていると考えているということです。

次に、商工観光部商工政策課関係では、産業振興及び交流人口増加に向けたモデル事業について、9月補正予算でも旅費と委託料について説明ありましたが、市政報告にも出ていません。今年度の予算執行状況の説明と新年度で予算化しない理由については、コーディネーターと一緒に市内の次世代を担う若手経営者の企業を中心に企業訪問したり、情報交換を行ってまいりましたが、市が目指そうとする新事業展開への方向性には、ある程度の理解は示されているものの具体的に新しい事業に取り組むまでの意識醸成まではできていない状況なので、寒河江の視察は実施しておりません。9月補正予算協議の中で議員の皆様の御意見を重く受け止めており、施策の見直しを含め、企業活動の実情に即した再検討をしていきたいとのことで、議員からは、新規利用についてはしっかりとした調査を行って、事業計画を練って、企画書を作成して進めてもらいたいという意味がありました。

企業誘致のための実務研修派遣旅費については、県と市との協定では、県への研修生として、また、県の職務を兼務し、県職員と同じ身分になり、県の誘致事業活動に関連する旅費となっており、 企業訪問において企業折衝の中で企業誘致活動を行うとのことです。

技能実習生研修3年から5年に移行する際の試験は、実際の企業での業務内容と技能試験の内容が 異なるため、業務内容とは別メニューで対策を講じる必要があり、技術研修専門機関と連携して研 修できないか企業活性化アドバイザーが調整しているところです。語学やコミュニティ形成だけで なく、技術面のサポートも図っていくことで、にかほ市の強みにしていきたいとのことでした。

ユースエール企業若者採用奨励金事業では、ユースエール認定を受けた企業が新たに若者を採用 した際の助成金で、市内で認定されたのは協和工業株式会社が第1号です。

観光課の項では、道の駅中核施設使用料、温泉はまなす使用料の算定根拠は9月18日付で使用料減額の申請が出てきた際に、同時に来期の見込みについても協議しており、その中で来期の収入については、温泉保養センターはまなすでは、その当時の今期見込みよりも620万円程度増額の見込みでしたが、経費は今期見込みよりも520万円程度増加する見込みでありました。来期使用料を半額とした場合でも120万円程度の計上利益しか見込めないため、26期と同様に使用料を半額程度としたものです。道の駅においても300万円程度の経常利益しか見込めないため、27期においても26期と同様に使用料を半額にしたものです。道の駅については、後日追加説明があったものであります。

観光協会の補助金は、実質580万円増となっております。事業費では、花火大会で約340万円の増、 観光PR事業で65万円の増が主な要因です。

管理費では、職員の人件費、福利厚生などで約65万円の増が主な要因であり、職員の待遇改善を 図るものと聞いています。市の再任用職員については、市から人件費は出ておりますが、観光協会 の職員は正社員3人おりますが、待遇の改善を図り、観光協会の体制を強化し、それがにかほ市の観 光誘客にもつながるものと思います。

象潟インターチェンジ山体崩壊後の剥ぎ取り展示は、ジオパーク関連事業で、2500年前の鳥海山の山体崩壊の際に埋もれ木になったところの断面が象潟インターチェンジ工事の際に出ており、その断面をはぎ取って展示するものです。学術的には貴重なものと聞いております。

建設関係の事項です。

歳出8款2項1目公有財産購入費では、TDK新町社宅の敷地の購入は、まずは市民がTDK新町社宅の敷地ではなく、市道と意識して実際生活道路として利用しています。また、ガス、水道、下水管が埋設されていることから移設も困難なため、購入して市道認定することが望ましいと判断しました。

ほかにも都市計画区域のため、建設確認を申請するときには市道との接道が義務づけられている ことも要因の一つになっています。

歳出8款2項3目象潟大竹線路線測量詳細設計については、予算の財源となっている社会資本整備総合交付金の申請時に幹線整備のほか、災害時に避難道路として使用するとしています。災害時には、 象潟の市街地から避難する際に標高の高い当該路線は避難できることになるということであります。

次に、農業委員会の関係ですが、農地利用最適化交付金は、平成28年度に制定されたもので、当時から評価点を9点とし、目標達成100%の最高額という位置づけで予算化しております。平成30年度の達成190%という要因は、畑地区の基盤整備等を委員が中心となってまとめており、平成31年度において100%達成するのは困難でないかと考えております。

金浦サービスセンターの事項では、臨時雇用の賃金は、男性1名の雇用で、庁舎管理や草刈りを行っており、軽トラックや草刈り機械は庁舎のものを使用しており、個人の道具を使うことはないということであります。

以上で報告を終わります。

金浦サービスセンターについては、農林水産建設部に含まれておりますので訂正いたします。

●一般会計予算特別委員長(小川正文君) 報告が終わりましたので、産業建設小委員長に対する 質疑を許します。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●一般会計予算特別委員長(小川正文君) 質疑なしと認めます。これで産業建設小委員長に対する質疑を終わります。

これから各議案に対する討論、採決を行います。

初めに、議案第1号平成30年度にかほ市一般会計補正予算(第8号)の専決処分の報告及びその承認について(専決第1号)の討論を行います。討論ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●一般会計予算特別委員長(小川正文君) 討論なしと認めます。これで議案第1号に対する討論を 終わります。

これより議案第1号を採決します。この採決は起立によって行います。議案第1号平成30年度にか

ほ市一般会計補正予算(第8号)の専決処分の報告及びその承認について(専決第1号)の小委員長の報告は承認です。議案第1号は、各小委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●一般会計予算特別委員長(小川正文君) 起立全員です。したがって、議案第1号は、小委員長の報告のとおり承認することに決定をいたしました。

次に、議案第28号平成30年度にかほ市一般会計補正予算(第9号)について討論を行います。討論 ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●一般会計予算特別委員長(小川正文君) 討論なしと認めます。これで議案第28号に対する討論 を終わります。

これから議案第28号を採決します。この採決は起立によって行います。議案第28号平成30年度にかほ市一般会計補正予算(第9号)についての各小委員長の報告は可決です。議案第28号は、各小委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●一般会計予算特別委員長(小川正文君) 起立全員です。したがって、議案第28号は、各小委員 長の報告のとおり可決することに決定をいたしました。

次に、議案第34号平成31年度にかほ市一般会計予算について討論を行います。討論ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●一般会計予算特別委員長(小川正文君) 討論なしと認めます。これで議案第34号に対する討論 を終わります。

これから議案第34号を採決します。この採決は起立によって行います。議案第34号平成31年度にかほ市一般会計予算についての各小委員長の報告は可決です。議案第34号は、各小委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●一般会計予算特別委員長(小川正文君) 起立全員です。したがって、議案第34号は、各小委員 長の報告のとおり可決することに決定をいたしました。

これで一般会計予算特別委員会に付託されました案件の審査は全部終了しました。これで一般会計予算特別委員会を閉会します。

	午前11時28分	閉	会	

本会議録は、その正確なるを証明するため署名する。

平成 年 月 日

一般会計予算特別委員会 委 員 長

午前11時32分 再 開

●議長(佐藤元君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第1、議案第1号平成30年度にかほ市一般会計補正予算(第8号)の専決処分の報告及びその承認について(専決第1号)及び日程第2、議案第17号にかほ市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例制定についてから日程第27、議案第42号にかほ市遭難救助隊に関する条例の一部を改正する条例制定についてまでの議案27件、日程第28 陳情第1号国に対し「消費税増税中止を求める意見書」の提出を求める陳情書から日程第32、陳情第5号奥山等のスギ・ヒノキ放置人工林を森林環境譲与税(仮称)で順次計画的に皆伐を進め、天然林に戻すことを求める陳情書までの陳情5件、計32件を一括議題とします。

これから各常任委員長及び一般会計予算特別委員長の審査の報告を求めます。

初めに、総務常任委員長の報告を求めます。総務常任委員長。

【総務常任委員長(15番伊藤竹文君)登壇】

●総務常任委員長(伊藤竹文君) それでは、総務常任委員会、平成31年3月8日付託の下記事件に つき審査が終わっておりますので御報告申し上げます。

議案第17号にかほ市災害 中慰金の支給に関する条例の一部を改正する条例制定について、全員の 賛成で可決と決しております。

続いて、議案第18号にかほ市監査委員条例の一部を改正する条例制定について、全員の賛成で可決と決しております。

続いて、議案第19号にかほ市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について、これも全員の賛成で可決と決しております。

続き、議案第25号にかほ市過疎地域自立促進計画の変更について、全員の賛成で可決と決しております。

議案第42号にかほ市遭難救助隊に関する条例の一部を改正する条例制定について、全員の賛成で 可決と決しております。

続いて、陳情第1号国に対して「消費税増税中止を求める意見書」の提出を求める陳情書、賛成多数で採択となっております。

陳情第2号消費税の増税中止を求める陳情、これも賛成多数で採択と決しております。

陳情第4号全国知事会の「米軍基地負担に関する提言」の主旨に基づいて、地方自治の根幹を脅か す日米地位協定の見直しを国に求める意見書を提出することを求める、これについては賛成がなく、 不採択と決しております。

以下、審査の内容を若干御報告申し上げます。

初めに、議案第17号でございます。にかほ市災害 R 慰金の支給等に関する条例の一部を改正する 条例制定でございます。 質問です。改正理由はなぜですか。県などに倣って改正するのですか。

答弁です。国の方としては3%を撤廃し、利率に関しては各市町村で考えてくださいといったものでございますが、近隣市町村に関しては東日本大震災特例の保証人を立てない場合の1.5%を採用しているところが多いと思いますが、にかほ市では保証人を立てても立てなくても無利子にするという内容でございます。という答弁でございます。

次に、議案第18号です。にかほ市監査委員条例の一部を改正する条例制定についてです。

例月出納検査ですが、25日から月末までとの検査期間を短縮しなければならない理由とは何ですか。

答弁です。今までは毎月15日の1日間と示されておりました。その1日というものがなかなか特定できないという現状がありました。25日から月末までの間に1日、もしくは2日で決めましょうという改正内容になっております。

質問でございます。監査委員は年間何日ぐらいの執務をしていますか。

答弁です。監査委員の仕事といたしましては、大きく分けて定期監査、決算審査、月例審査、臨時監査などがありますけれども、年間約90日前後の執務をお願いしております。

質問でございます。改正条文の6条は、やむを得ない理由があれば変更することができる、これは 期日に関してのものだと思いますが、第5条の方は90日以内にしなければならないということなので、 これは完全に義務ということでいいのでしょうか。

答弁です。はい、そのとおりでございます。

次に、議案第19号でございます。にかほ市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について。

質問でございます。臨時的に特別な事情がある場合とありますが、にかほ市において時間外勤務が多くなる部署はありますか。

答弁です。職員の従事する業務の状況によって必要最小限定める特例範囲との考えです。今後、その点を吟味していくことになりますが、例えば議会事務局の職員は、議会の会期中では多くの業務が発生し、財政担当の職員は年末年始の時期に予算編成の業務が発生します。ほかには税務の申告業務などが他律的な業務としてイメージできるものと思われます。

質問です。この条例の改正で時間外勤務の上限が設定されるわけですが、これまではどのように していましたか。

答弁です。通常、時間外勤務は、課長職が課員に対して勤務命令を出しますが、40時間を超えた 段階では部長の決算を必要とする取り扱いとしておりました。ただし、上限については規定してお りませんでした。

議案第25号にかほ市過疎地域自立促進計画の変更についてでございます。

質問です。変更のあった計画書の具体的な内容については、これからの事業ですか。

答弁です。橋梁につきましては、平成30年度に実施した事業です。計画書に示されている橋梁については、平成30年度に実施したもので、事業額が確定し、起債額も確定したことに伴い、実績により計画を変更を加えるものです。

質問です。過疎債は非常に有利だと伺っていますが、起債できる金額は決まっていますか。

答弁です。地方債は、国の財政計画で決められており、各都道府県に配分されます。県では、その枠の中で最適性を考慮しながら市町村の起債事業に同意するため、いくらでも起債できるというものではありません。特に過疎債のソフト事業分に関しては、枠が少ないために県ではヒアリングを通して厳しく適債性を判断しております。

質問です。過疎地域自立促進特別措置法は、時限立法との法律ですか。

答弁です。はい。平成32年度までの時限法となっております。平成12年に立法されたものが前身となっておりますので、恐らくまた延長するような形で立法される動きとなることと推察しております。

次に、陳情でございます。

陳情1号及び陳情2号については、それぞれ消費税の増税中止を求める陳情でございます。

審査の内容でございます。

県内、全国的に景気が下降傾向と思われます。今でさえ消費が落ち込み気味の中、2%増税とはいえ、もっと消費が減少していくのではないかと思います。個人商店のレジの問題等さまざまな問題も出てくるでしょう。これによって費用がかかるものもあるかと思います。増税中止を求めることに賛成です。

国で決めたことについては仕方ないと思っておりますが、昨今の景気の状況は全く違います。昨年末から今年にかけて米中対立が深刻なものになり、半導体の景気が急激に悪化しております。この地の製造業、二次下請け、三次下請け、これからが大変になるだろうと思われます。増税中止を求めることに賛成ですというような意見が出ております。

次に、陳情第4号全国知事会の「米軍基地負担に関する提言」の主旨に基づいて、地方自治の根幹を脅かす日米地位協定の見直しを国に求める意見書を提出することを求めることについて、休憩中にいろいろ意見がありましたが、委員長採決で総括しますと、防衛にかかわる陳情、問題等については、地方議会になじまないのではないかというような見解が多数あった。また、この後は国や県の動向を見きわめながらということで判断していっていいのではないかというような結論に達しておりました。

ほかに総務常任委員会では、消防本部についての所管事務調査を行っております。消防団の現状 把握、消防団員、支援団員、女性部団員、実際、実員の560名の年齢構成や、あるいはバイク隊とバイク隊連絡員等についての現状の把握をして行っております。

以上でございます。

- ●議長(佐藤元君) これから総務常任委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。 【「なし」と呼ぶ者あり】
- ●議長(佐藤元君) 質疑なしと認めます。これで総務常任委員長の報告に対する質疑を終わります。

暫時休憩します。

昼食のため、1時15分から再開といたします。

午後 1時14分 再 開

●議長(佐藤元君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、教育民生常任委員長の報告を求めます。4番伊東温子教育民生常任委員長。

【教育民生常任委員長(4番伊東温子君)登壇】

●教育民生常任委員長(伊東温子君) それでは、教育民生常任委員会の審査の報告をいたします。 下記事件につき、審査(調査)を終わったので報告いたします。

議案第20号フェライト子ども科学館条例の一部を改正する条例制定について、全員の賛成で可決 と決してます。

議案第23号にかほ市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例制定について、全員の替成で可決と決しています。

議案第29号平成30年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定補正予算(第3号)について、 これも全員の賛成で可決と決しています。

議案第30号平成30年度にかほ市国民健康保険事業特別会計施設勘定補正予算(第4号)について、 これも全員の賛成で可決と決しています。

議案第31号平成30年度にかほ市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について、全員の賛成で可決と決しています。

議案第35号平成31年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定予算について、これも全員の 賛成で可決と決しています。

議案第36号平成31年度にかほ市国民健康保険事業特別会計施設勘定予算について、これも全員の 賛成で可決と決しています。

議案第37号平成31年度にかほ市後期高齢者医療特別会計予算について、これも全員の賛成で可決 と決しています。

陳情第6号幼児教育・保育の無償化、待機児童解消、保育士の処遇改善のための必要な措置を国に 求める陳情書、これにつきましては、継続審査とさせていただいています。

それでは、審査内容について若干報告したいと思います。

議案第20号フェライト子ども科学館条例の一部を改正する条例制定について。

ファンタジーシアターが廃止になった経緯についての説明を求めます。

答弁です。ファンタジーシアターは、開館当初の20年前からのものですが、毎年部品交換や保守 点検等にメンテナンス費用として200万円充てられていました。平成29年度中、機械部品の生産が終 了して、今後、メンテナンスができなくなるため、平成30年度のリニューアルの実施に当たり、全 面的に更新か廃止かで財政当局とも相談の結果、今年度の予算が倍以上の費用がかかるという見積 りとメンテナンス費用がかかるということで、展示物自体の見直し案が出たと聞いています。安全 性やメンテナンスの費用面を考慮し、映像コンテンツを中心としたものに代える提案を業者とも話し合い、稼働するコンテンツから映像コンテンツに変更したということです。メンテナンス費用がかかっていたための有料なので、それを映像コンテンツに変更したことにより無料とする経緯があったということです。

ファンタジーは有料でも人気の展示物だったが、類似のものを設置した場合、費用はいかほどか という質疑があり、見積りを聴取した結果、1億5,000万円程度の見積りになっているということで す。

ファンタジーシアターを体験した子どもの人数はわかりますかという質疑に、平成28年12月から 平成29年11月までのデータでは、大人4,294人、子どもが6,651人で、合わせて1万945人が年間利用 者数となっています。この人数の20倍ぐらいかと思いますということでした。

続きまして、議案第23号について。

質疑です。ストックヤードが建設される前は、空き瓶、古紙についても環境プラザでリサイクル 作業をしていたのか。

答弁です。収集の段階である程度分別し、由利本荘市の施設で品物ごとに下ろしてリサイクルを 行い、収益については、にかほ市に入る流れになっているということでした。

議案第29号平成30年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定補正予算(第3号)についてです。

歳出の一般管理費の特別調整交付金申請支援事業委託料127万6,000円の減額について、申し込みする事業がなかったのか、受けられなかったのか、そしてどのような事業内容かという質疑があり、この交付金は医療費総額の中の結核と精神病にかかわる割合が15%を超えた場合、超えた分のおおむね8割が交付になるものですが、当市の場合、平成30年度の実績を試算したところ、該当する医療費が127万6,000円の委託料とほぼ同等だったことから申請を見送り、減額としたものですという答弁でした。

議案第35号平成31年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定予算についてです。

福祉医療に対するペナルティについて伺いたい。

福祉医療の実施により、増加した医療費に対する国庫補助金を減額するもので、福祉医療受給者の医療の15%ほどが国保国庫負担の減額対象になる。その減額の2分の1は県から補助が入り、残りの2分の1が一般会計から繰り入れ、平成31年度では国保の繰入金、一般会計からの繰出金の中に福祉医療地方単独波及分があり、577万4,000円計上している。その約2倍をペナルティ額と見込んでいるという説明でした。

議案第36号平成31年度にかほ市国民健康保険事業特別会計施設勘定予算について。

財政調整基金での財源調整が困難になった場合、一般財源から捻出することは可能なのかという 質疑がありました。

答弁です。独立の会計で賄えるのは理想だと思う。基金の繰り入れが必要になった場合は、議会の承認を得た上で一般財源からの繰り入れは可能かと考えるという答えでした。

次に、陳情第6号についての審査ですが、さまざまな現状等を確認しましたが、現時点ではにかほ

市への影響など不透明感があることから、継続審査としました。

また、教育民生常任委員会では、所管事務調査も行いました。

目的は、子どもたちの教育環境等の調査確認でした。

事項につきましては、中学校の部活動外部指導者導入の件、こども110番の家の現状確認、仁 賀保中学校の自転車通学の現状について、所管事務調査を行っています。

以上です。

●議長(佐藤元君) これから教育民生常任委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長(佐藤元君) 質疑なしと認めます。これで教育民生常任委員長の報告に対する質疑を終わります。

次に、産業建設常任委員長の報告を求めます。13番佐々木春男産業建設常任委員長。

【産業建設常任委員長(13番佐々木春男君)登壇】

●産業建設常任委員長(佐々木春男君) 産業建設常任委員会です。

去る3月8日、当委員会に付託になりました事件につき、審査が終了しておりますので報告いたします。

付託された議案第21号にかほ市中小企業振興条例制定について、議案第22号にかほ市中小企業振興資金融資あっせんに関する条例の一部を改正する条例制定について、議案第24号にかほ市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例制定について、議案第26号にかほ市公共下水道事業特別会計への繰入れについて、議案第27号にかほ市農業集落排水事業特別会計への繰入れについて、議案第32号平成30年度にかほ市公共下水道事業特別会計補正予算(第6号)について、議案第33号平成30年度にかほ市農業集落排水事業特別会計補正予算(第4号)について、議案第38号平成31年度にかほ市公共下水道事業特別会計予算について、議案第39号平成31年度にかほ市農業集落排水事業特別会計予算について、議案第40号平成31年度にかほ市ガス事業会計予算について、議案第41号平成31年度にかほ市水道事業会計予算についての事項は、いずれも全員の賛成で可決と決しております。

陳情第3号最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める陳情は、全員の賛成で採択と決しております。

陳情第5号奥山等のスギ・ヒノキ放置人工林を森林環境譲与税(仮称)で順次計画的に皆伐を進め、 天然林に戻すことを求める陳情書は、全員の不賛成で不採択と決しております。

審査の内容を若干報告いたします。

議案第21号にかほ市中小企業振興条例制定についてでは、条例本文に具体的な施策を加えると方 向性が狭まる可能性がありますので、今後の展開に応じて施策を変えながら適用していくべきもの と考えている。第11条に中小企業の振興に関する施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ず るように努めるものとする、との市の責務は大きいものがある。総合戦略や総合発展計画等の計画 がある中で、この条例で位置づけることで今後も中小企業が弱体化することなく強化していかなく てはならないと改めて認識している。例えば政権が変わっても恒久的に中小企業の振興を約束するような条例になると考えている。

議案第22号にかほ市中小企業振興資金融資あっせんに関する条例の一部を改正する条例制定についてでは、条例第2条にある一般金融機関から融資を受けることが比較的困難なものとは、小規模事業者や創業者等が事業を行うための事業計画や経営改善計画等を立てる際に、金融機関やにかほ市商工会が計画策定を支援し、経営指導を行う必要がある中小企業者といった解釈になる。

議案第24号にかほ市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例制定についてでは、布設工事監督者の資格所有者は現在2名おられるとのことです。

議案第26号にかほ市公共下水道事業特別会計への繰入れについてでは、質疑ありませんでした。 議案第27号にかほ市農業集落排水事業特別会計への繰入れについてでは、社会経済情勢の変化と は人口減少による料金収入の減や施設の老朽化が考えられるとのことでした。

議案第32号平成30年度にかほ市公共下水道事業特別会計補正予算(第6号)についてでは、歳出2 款1項1目の補償補填及び賠償金の減額理由は、前年度にガス水道局より提出された見積額と今年度 実施した工事の実績見込み額の差額が原因と考えられる。

議案第33号平成30年度にかほ市農業集落排水事業特別会計補正予算(第4号)についてでは、質疑はありませんでした。

議案第38号平成31年度にかほ市公共下水道事業特別会計予算についてでは、歳出2款1項1目委託料の陥没の原因と工事の方法については、マンホール部分の落差により硫化水素が発生し、管の腐食が進んだことが原因で、掘削をしないで既設管の中に新設管を構築する更生工事設計を予定しているとのことでした。

議案第39号平成31年度にかほ市農業集落排水事業特別会計予算について、歳出1款1項1目保守点検 委託料では、農集排は3年間の契約ですので入札は3年に1回です。点検業者が切り替わった場合、業 者間で引き継ぎをしてもらいましたが、実績のある業者でも処理場によっては処理方法も違うので、 契約書等への引き継ぎの明記は検討させてもらうということでした。

8款1項1目資本費平準化債の算出方法と償還期間については、借入年度の元金償還金、減価償却費等をもとに算出されており、償還期間は20年です。

議案第40号平成31年度にかほ市ガス事業会計予算についてでは、老朽管の残存距離は24.9キロメートル、うち経年管13.4キロメートルとなっている。起債の全額償還の場合、起債額は平成30年度の見込みでは約12億9,400万円ですが、平成31年度末には若干下がり、それに利息がつきますので12億から13億程度になるかと思われる。

また、どのような関係で温風発生装置は石油資源開発の委託になるのかには、都市ガス製造所を建てた段階で石油資源開発が72%、こちら側で28%の持ち出しで建設したものであり、資産区分で分けております。温風発生装置については、石油資源開発の持ち分ですので、石油資源開発より出していただくのですが、運用をこちらに任されていますので、こちらで発注して工事し、後から負担金をいただくという形になりますということでした。

議案第41号平成31年度にかほ市水道事業会計予算についてでは、平成23年度から原水導管網の整備ということで、上郷地区の水を金浦に送れるようにしました。平成28年、平成29年度で上郷地区の水を畑へ送れるようにしました。上郷地区の水源を象潟、金浦、仁賀保それぞれの地区へ融通できる体制をとった。畑地区の配水場のポンプ増設は、畑地区の配水池でふだん使っている水源にトラブルがあって水の確保が難しくなったときに今作った導管から上郷本郷地区から水を引っ張って、その分を対応できるようにするという目的です。

陳情第3号最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める陳情は、休憩中にですが、これまでも同様の趣旨の陳情が数回提出されて採択してきた。状況は変わっていないなどの意見がありました。

陳情第5号奥山等のスギ・ヒノキ放置人工林を、森林環境譲与税(仮称)で順次計画的に皆伐を進め、天然林に戻すことを求める陳情書では、これも休憩中ですが、人工林を皆伐して天然林に戻すには歳月がかかり、その間、災害などに対する森林機能を失うことに疑問が残るなどの意見がありました。

それから、産業建設常任委員会では、所管事務調査を行っております。ガス事業に関連しての譲渡先の事業の展開等について調査しております。

以上、報告を終わります。

●議長(佐藤元君) これから産業建設常任委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長(佐藤元君) 質疑なしと認めます。これで産業建設常任委員長の報告に対する質疑を終わります。

次に、一般会計予算特別委員長の報告を求めます。3番小川正文一般会計予算特別委員長。

【一般会計予算特別委員長(3番小川正文君)登壇】

- ●一般会計予算特別委員長(小川正文君) 報告の前に、先ほどの一般会計予算特別委員会においての発言について、教育民生小委員長から発言を訂正したいという旨の申出がありましたので、この場を借りまして小委員長から報告をさせていただきます。
- ●議長(佐藤元君) 4番伊東温子議員の発言を許します。4番。

【4番(伊東温子君)登壇】

●4番(伊東温子君) 教育民生小委員長報告で内容に誤りがありましたので、おわびして訂正をいたします。

議案第34号平成31年度にかほ市一般会計予算中、地域包括支援センターに関する部分を以下のと おり訂正いたします。

地域包括支援センター事業が体制のための事業費であることはそのとおり。地域包括支援センターは、国の法律に基づいて設置されています。高齢者の人口9,000人を基準として、保健師、主任ケアマネージャー、社会福祉士、もしくは準ずる者を各1名以上配置するのが基準となっていますが、現在は高齢者1,500人に対し1名の配置が必要といわれています。6名の配置によって基準を満たすこととなり、態勢が整備されることとなります。

以上です。

【一般会計予算特別委員長(3番小川正文君)登壇】

●一般会計予算特別委員長(小川正文君) それでは、一般会計予算特別委員会の報告をいたします。

平成31年3月8日に付託になりました議案第1号平成30年度にかほ市一般会計補正予算(第8号)の 専決処分の報告及びその承認について(専決第1号)、議案第28号平成30年度にかほ市一般会計補正 予算(第9号)について、議案第34号平成31年度にかほ市一般会計予算についての審査が終了いたしましたので報告をいたします。

議案第1号は、全員の賛成により承認と決しております。

議案第28号も全員の賛成により可決と決しております。

議案第34号も全員の賛成により可決と決しております。

以上です。

●議長(佐藤元君) これから一般会計予算特別委員長に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長(佐藤元君) 質疑なしと認めます。これで一般会計予算特別委員長の報告に対する質疑を 終わります。

以上で、各常任委員長及び一般会計予算特別委員長の報告及び質疑を終わります。

これから討論・採決を行います。

初めに、議案第1号平成30年度にかほ市一般会計補正予算(第8号)の専決処分の報告及びその承認について(専決第1号)の討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長(佐藤元君) ご異議なしと認めます。これで議案第1号の討論を終わります。

これから議案第1号を採決します。本案に対する委員長の報告は承認です。

お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長(佐藤元君) 異議なしと認めます。したがって、議案第1号は、委員長の報告のとおり承認されました。

次に、議案第17号にかほ市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例制定についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長(佐藤元君) 異議なしと認めます。これで議案第17号の討論を終わります。 これから議案第17号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長(佐藤元君) 異議なしと認めます。したがって、議案第17号は、委員長の報告のとおり可

決されました。

次に、議案第18号にかほ市監査委員条例の一部を改正する条例制定についての討論を省略したい と思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長(佐藤元君) 異議なしと認めます。これで議案第18号の討論を終わります。 これから議案第18号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。 お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長(佐藤元君) 異議なしと認めます。したがって、議案第18号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第19号にかほ市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長(佐藤元君) ご異議なしと認めます。これで議案第19号の討論を終わります。 これから議案第19号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長(佐藤元君) 異議なしと認めます。したがって、議案第19号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第20号フェライト子ども科学館条例の一部を改正する条例制定についての討論を省略 したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長(佐藤元君) 異議なしと認めます。これで議案第20号の討論を終わります。 これから議案第20号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。 お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長(佐藤元君) 異議なしと認めます。したがって、議案第20号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第21号にかほ市中小企業振興条例制定についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長(佐藤元君) 異議なしと認めます。これで議案第21号の討論を終わります。 これから議案第21号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。 お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長(佐藤元君) 異議なしと認めます。したがって、議案第21号は、委員長の報告のとおり可

決されました。

次に、議案第22号にかほ市中小企業振興資金融資あっせんに関する条例の一部を改正する条例制 定についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長(佐藤元君) 異議なしと認めます。これで議案第22号の討論を終わります。 これから議案第22号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長(佐藤元君) 異議なしと認めます。したがって、議案第22号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第23号にかほ市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例制定についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長(佐藤元君) 異議なしと認めます。これで議案第23号の討論を終わります。 これから議案第23号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長(佐藤元君) 異議なしと認めます。したがって、議案第23号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第24号にかほ市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例制定についての討論を省略したいと思います。御 異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長(佐藤元君) 異議なしと認めます。これで議案第24号の討論を終わります。 これから議案第24号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。 お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長(佐藤元君) 異議なしと認めます。したがって、議案第24号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第25号にかほ市過疎地域自立促進計画の変更についての討論を省略したいと思います。 御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長(佐藤元君) 異議なしと認めます。これで議案第25号の討論を終わります。 これから議案第25号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。 お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

●議長(佐藤元君) 異議なしと認めます。したがって、議案第25号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第26号にかほ市公共下水道事業特別会計への繰入れについての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長(佐藤元君) 異議なしと認めます。これで議案第26号の討論を終わります。 これから議案第26号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。 お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長(佐藤元君) 異議なしと認めます。したがって、議案第26号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第27号にかほ市農業集落排水事業特別会計への繰入れについての討論を省略したいと 思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長(佐藤元君) 異議なしと認めます。これで議案第27号の討論を終わります。 これから議案第27号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。 お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長(佐藤元君) 異議なしと認めます。したがって、議案第27号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第28号平成30年度にかほ市一般会計補正予算(第9号)についての討論を省略したいと 思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長(佐藤元君) 異議なしと認めます。これで議案第28号の討論を終わります。 これから議案第28号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。 お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長(佐藤元君) 異議なしと認めます。したがって、議案第28号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第29号平成30年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定補正予算(第3号)についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長(佐藤元君) 異議なしと認めます。これで議案第29号の討論を終わります。 これから議案第29号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。 お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

●議長(佐藤元君) 異議なしと認めます。したがって、議案第29号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第30号平成30年度にかほ市国民健康保険事業特別会計施設勘定補正予算(第4号)についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長(佐藤元君) 異議なしと認めます。これで議案第30号の討論を終わります。 これから議案第30号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。 お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長(佐藤元君) 異議なしと認めます。したがって、議案第30号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第31号平成30年度にかほ市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)についての討論 を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長(佐藤元君) 異議なしと認めます。これで議案第31号の討論を終わります。 これから議案第31号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。 お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長(佐藤元君) 異議なしと認めます。したがって、議案第31号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第32号平成30年度にかほ市公共下水道事業特別会計補正予算(第6号)についての討論 を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長(佐藤元君) 異議なしと認めます。これで議案第32号の討論を終わります。 これから議案第32号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。 お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長(佐藤元君) 異議なしと認めます。したがって、議案第32号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第33号平成30年度にかほ市農業集落排水事業特別会計補正予算(第4号)についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長(佐藤元君) 異議なしと認めます。これで議案第33号の討論を終わります。 これから議案第33号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。 お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

●議長(佐藤元君) 異議なしと認めます。したがって、議案第33号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第34号平成31年度にかほ市一般会計予算について、討論を省略したいと思います。御 異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長(佐藤元君) 異議なしと認めます。これで議案第34号の討論を終わります。 これから議案第34号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。 お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長(佐藤元君) 異議なしと認めます。したがって、議案第34号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第35号平成31年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定予算についての討論を 省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長(佐藤元君) 異議なしと認めます。これで議案第35号の討論を終わります。 これから議案第35号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。 お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長(佐藤元君) 異議なしと認めます。したがって、議案第35号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第36号平成31年度にかほ市国民健康保険事業特別会計施設勘定予算についての討論を 省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長(佐藤元君) 異議なしと認めます。これで議案第36号の討論を終わります。 これから議案第36号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。 お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長(佐藤元君) 異議なしと認めます。したがって、議案第36号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第37号平成31年度にかほ市後期高齢者医療特別会計予算についての討論を省略したい と思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長(佐藤元君) 異議なしと認めます。これで議案第37号の討論を終わります。 これから議案第37号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。 お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

●議長(佐藤元君) 異議なしと認めます。したがって、議案第37号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第38号平成31年度にかほ市公共下水道事業特別会計予算についての討論を省略したい と思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長(佐藤元君) 異議なしと認めます。これで議案第38号の討論を終わります。 これから議案第38号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。 お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長(佐藤元君) 異議なしと認めます。したがって、議案第38号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第39号平成31年度にかほ市農業集落排水事業特別会計予算についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長(佐藤元君) 異議なしと認めます。これで議案第39号の討論を終わります。 これから議案第39号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。 お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長(佐藤元君) 異議なしと認めます。したがって、議案第39号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第40号平成31年度にかほ市ガス事業会計予算についての討論を省略したいと思います。 御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長(佐藤元君) 異議なしと認めます。これで議案第40号の討論を終わります。 これから議案第40号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。 お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長(佐藤元君) 異議なしと認めます。したがって、議案第40号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第41号平成31年度にかほ市水道事業会計予算についての討論を省略したいと思います。 御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長(佐藤元君) 異議なしと認めます。これで議案第41号の討論を終わります。 これから議案第41号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。 お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

●議長(佐藤元君) 異議なしと認めます。したがって、議案第41号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第42号にかほ市遭難救助隊に関する条例の一部を改正する条例制定についての討論を 省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長(佐藤元君) 異議なしと認めます。これで議案第42号の討論を終わります。

これから議案第42号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長(佐藤元君) 異議なしと認めます。したがって、議案第42号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、陳情第1号国に対し「消費税増税中止を求める意見書」の提出を求める陳情書の討論を省略 したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議あり」と呼ぶ者あり】

●議長(佐藤元君) 異議がありますので、陳情第1号の討論を行います。 初めに、原案に反対者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長(佐藤元君) 次に、原案に賛成者の発言を許します。13番佐々木春男議員。

【13番(佐々木春男君)登壇】

●13番(佐々木春男君) 国に対し「消費税増税中止を求める意見書」の提出に賛成の立場から発言いたします。

大企業や富裕層が儲ければ、それが滴り落ちて国民全体が豊かになるということで、これまで日 銀金融緩和による円安株高誘導、大型公共事業の拡大、大企業への連続減税、公的年金や日銀の資 金を使った株価釣り上げなど、大企業と富裕層の儲けを増やす政策でした。

その一方で、国民には消費税増税を初め社会保障の連続改悪を押しつけてきました。

この結果、所得の面でも資産の面でも経済的な格差と貧困が拡大されてきました。私たち市民の 暮らしに当てはめてみれば、年金は削減、医療・介護などの社会保障は負担増、実質賃金の連続低 下等、大変厳しいものになっています。

消費税が導入されてから3月末で満30年になります。この間、地方分を含めた消費税収の累計は372兆円、赤ん坊まで含めた国民1人当たり300万円も取られた計算になると言えます。増税分も含めた2019年度予算の税収見込み額を加えると397兆円で、ほぼ同じ期間にピーク時に比べた減収額の累計が、法人3税は298兆円、所得税、住民税は275兆円にもなっています。消費税収は、法人税や所得税の減収の穴埋めで、すっかり消えていきます。安倍首相は、消費税10%にすれば保育料を無料にするといっていますが、保育料は所得に応じた段階保育料になっており、無償化した場合、新たな負担軽減の恩恵は比較的所得の高い層に偏ることになり、結果的には低所得層ほど負担が重くのしかかり、配分が少なくなるようです。

そもそも消費税は、所得の人ほど負担が重いことから、福祉の財源には最もふさわしくない税制です。今必要なのは消費税ではなく、大企業や富裕層を優遇する不公平税制を質し、軍事費や不要不急の大型公共事業への歳出を減らし、暮らしや社会保障、地域経済振興に優先に税金を使い、内需主導で家計をあたためる経済政策であります。住民の暮らし、地域経済、地方自治体に深刻な打撃を与える消費税増税の中止を求めるという願意は妥当と考えます。よって、消費税10%引き上げ中止を求める意見書提出の陳情に賛成の意を表明し、討論といたします。

●議長(佐藤元君) 次に、原案に反対者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長(佐藤元君) 次に、原案に賛成者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長(佐藤元君) ほかに討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長(佐藤元君) 討論なしと認めます。これで陳情第1号の討論を終わります。

これから陳情第1号を採決します。この採決は起立によって行います。この陳情に対する委員長の報告は採択です。陳情第1号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長(佐藤元君) 起立多数です。したがって、陳情第1号は、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

次に、陳情第2号消費税の増税中止を求める陳情の討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長(佐藤元君) 異議なしと認めます。これで陳情第2号の討論を終わります。

これから陳情第2号を採決します。この採決は起立によって行います。この陳情に対する委員長の報告は採択です。陳情第2号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長(佐藤元君) 起立多数です。したがって、陳情第2号は、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

次に、陳情第3号最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める陳情の討論を省略したいと思います。 御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長(佐藤元君) 異議なしと認めます。これで陳情第3号の討論を終わります。

これから陳情第3号を採決します。この採決は起立によって行います。この陳情に対する委員長の報告は採択です。陳情第3号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長(佐藤元君) 起立全員です。したがって、陳情第3号は、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

次に、陳情第4号全国知事会の「米軍基地負担に関する提言」の主旨に基づいて、地方自治の根幹を脅かす日米地位協定の見直しを国に求める意見書を提出することを求めるの討論を省略したいと 思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長(佐藤元君) 異議なしと認めます。これで陳情第4号の討論を終わります。

これから陳情第4号を採決します。この採決は起立によって行います。この陳情に対する委員長の報告は不採択です。したがって、本件は原案についてお諮りします。この陳情は、原案のとおり採択することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長(佐藤元君) 起立少数です。したがって、陳情第4号は、不採択することに決定しました。 次に、陳情第5号奥山等のスギ・ヒノキ放置人工林を森林環境譲与税(仮称)で順次計画的に皆伐 を進め、天然林に戻すことを求める陳情書の討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長(佐藤元君) 異議なしと認めます。これで陳情第5号の討論を終わります。

これから陳情第5号を採決します。この採決は起立によって行います。この陳情に対する委員長の報告は不採択です。したがって、本件は原案についてお諮りします。この陳情は、原案のとおり採択することに賛成の方の起立を求めます。

【起立者なし】

●議長(佐藤元君) 起立者なしです。したがって、陳情第5号は、不採択とすることに決定しました。

日程第33、継続審査についてを議題とします。

教育民生常任委員長から、委員会において審査中の陳情第6号幼児教育・保育の無償化、待機児童解消、保育士の処遇改善のための必要な措置を国に求める陳情書について、会議規則第109条の規定により、お手元に配付した申出書のとおり閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りします。委員長からの申出のとおり、陳情第6号については、閉会中の継続審査とすること に御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長(佐藤元君) 異議なしと認めます。したがって、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

日程第34、議提第1号2019年10月の消費税増税中止を求める意見書から日程第36、議提第3号最低 賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書まで議提3件を一括議題とします。

初めに、議提第1号2019年10月の消費税増税中止を求める意見書及び議提第2号消費税の中止を求める意見書について、15番伊藤竹文議員の説明を求めます。15番。

【15番(伊藤竹文君)登壇】

●15番(伊藤竹文君) それでは、議提第1号2019年10月の消費税増税中止を求める意見書、これについては皆さんのお手元に配付したとおり、案を一読いただきたいと思います。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

平成31年3月20日提出。

にかほ市議会議長様。

提出者、にかほ市議会議員伊藤竹文。

賛成者、にかほ市議会議員佐藤治一、同じく佐々木孝二、同じく齋藤聡、同じく渋谷正敏の連名 でございます。

次に、議提第2号について、消費税の増税中止を求める意見書でございます。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

次のページに案が記載してありますので御一読ください。

平成31年3月20日提出。

にかほ市議会議長様。

提出者、にかほ市議会議員伊藤竹文。

賛成者、にかほ市議会議員佐藤治一、同じく佐々木孝二、同じく齋藤聡、同じく渋谷正敏。 以上でございます。

●議長(佐藤元君) これから議提第1号及び議提第2号についての質疑を行います。質疑はありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長(佐藤元君) 質疑なしと認めます。これで議提第1号及び議提第2号についての質疑を終わります。

これから議提第1号及び議提第2号の討論、採決を行います。

初めに、議提第1号2019年10月の消費税増税中止を求める意見書の討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長(佐藤元君) 討論なしと認めます。これで議提第1号の討論を終わります。

これから議提第1号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長(佐藤元君) 起立多数です。したがって、議提第1号は、原案のとおり可決されました。 次に、議提第2号消費税の増税中止を求める意見書の討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長(佐藤元君) 討論なしと認めます。これで議提第2号の討論を終わります。

次に、議提第2号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定する ことに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長(佐藤元君) 起立多数です。したがって、議提第2号は、原案のとおり可決されました。 次に、議提第3号最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書について、13番佐々木春男 議員の説明を求めます。13番。

【13番(佐々木春男君)登壇】

●13番(佐々木春男君) 最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出いたします。

ページは次のページになります。

平成31年3月20日提出。

にかほ市議会議長様。

提出者、にかほ市議会議員佐々木春男。

賛成者、にかほ市議会議員森鉄也、同じく佐々木正勝、同じく小川正文、同じく佐藤文昭、同じく齋藤光春でございます。

●議長(佐藤元君) これから議提第3号についての質疑を行います。質疑はありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長(佐藤元君) 質疑なしと認めます。これで議提第3号についての質疑を終わります。 これから議提第3号最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書の討論を行います。討論 ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長(佐藤元君) 討論なしと認めます。これで議提第3号の討論を終わります。

これから議提第3号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長(佐藤元君) 起立全員です。したがって、議提第3号は、原案のとおり可決されました。 日程第37、議決事件の字句、数字等の整理の件を議題とします。

お諮りします。にかほ市議会会議規則第43条により、議会で議決されました議案について、その 条項、字句、数字その他整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思い ます。これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長(佐藤元君) 異議なしと認めます。したがって、そのように決定しました。 これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成31年第1回にかほ市議会定例会を閉会します。

午後2時31分 閉 会